

奈良県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
王寺町本町（〇〇一）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづ くり推進課
王寺町藤井（〇〇二）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづ くり推進課
王寺町藤井（〇〇三）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづ くり推進課
王寺町藤井（〇〇四）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづ くり推進課
王寺町藤井（〇〇五）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県高田土木事務所

域		おり	及び王寺町役場まちづくり推進課
王寺町藤井（〇〇六）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課	
域		おり	及び王寺町役場まちづくり推進課
王寺町畠田（〇〇一）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課	
域		おり	及び王寺町役場まちづくり推進課
王寺町畠田（〇〇二）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課	
域		おり	及び王寺町役場まちづくり推進課
王寺町畠田（〇〇三）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課	

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。